

# 無災害記録証樹立

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

労使が協力して労働災害の予防に努め、無災害記録を樹立した下記事業場に対し、無災害記録証授与内規（昭和27年10月18日付労働省基発第732号の2）に基づき、無災害記録証を授与しました。

## 記

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 事業場名  | ダイハツ工業株式会社 滋賀(竜王)工場              |
| 2 | 事業の種類 | 輸送用機械器具製造業（自動車製造業）               |
| 3 | 記録の種類 | 第2種無災害記録 1050万時間                 |
| 4 | 無災害期間 | 平成28年 1月27日 起算<br>平成29年 2月13日 樹立 |



### ダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場の安全衛生活動（一例）

- 安全職場診断（日常の安全活動について評価）を実施することで、各職場の「弱み」を把握し、全員参加の小集団活動により、職場の「弱み」を共有し、改善活動を推進。改善結果の評価も行い、さらなる改善活動へとスパイラルアップしていく。
- 職場の安全の「かなめ」である職長に対して、危険予知活動や過去の災害についての教育を実施し、職長が職場の各労働者を守るための指導力向上を図る。